

平成 30 年 3 月 29 日（木曜日）午前 10 時 1 分開会

○高階恵美子委員長 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のうち、文教科学行政の基本施策等に関する件を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○宮沢由佳 民進党の宮沢由佳でございます。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

早速、まず、スポーツ界における暴力について質問させていただきます。

スポーツ界において暴力やパワハラが度々問題になっています。大臣はどのように感じていらっしゃるでしょうか。

○林芳正文部科学大臣 スポーツ界において暴力問題などの不祥事が相次いでおりますことは極めて遺憾でございます。スポーツ選手は全国のファンや、特に子供たちにとって憧れの存在であるわけございまして、こういった国民の皆様からの応援を受けて競技をしている立場であると。国民の皆様のご期待を裏切らないよう、いま一度、一人一人が守っていくべき社会的ルールを徹底していただきたいというふうに思っております。

相次ぐスポーツ界での不祥事を受けまして、本年 1 月に各競技団体の代表者を集めた緊急会合を開催しまして、不祥事に関する事例や再発防止に向けた取組を共有するとともに、改めてインテグリティの確保を要請をしたところでございます。

また、日本相撲協会にはスピーディーな対策を要請するなど、個別に対応してきているところでございます。

文部科学省としては、今後とも関係団体と連携いたしまして、スポーツにおけるインテグリティを確保するための教育、啓発等を推進し、クリーンでフェアなスポーツの実現に努めてまいりたいと思っております。

○宮沢由佳 ありがとうございます。

熱が入り過ぎた、行き過ぎた指導があるようにも思われますが、暴力は暴力、パワハラはパワハラという犯罪でございます。スポーツにおいて、ただ力が入り過ぎて熱心な指導と言われている体罰や圧力、私は必要ないと思いますが、こういったものはやはり必要ないとお考えでしょうか、大臣。

○林芳正文部科学大臣 繰り返しのなってしまいますが、やはりスポーツの現場での暴力は断固として根絶していく必要があるというふうに考えております。スポーツ基本法に、そもそもスポーツというのは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神の涵養などのために行われるということでありまして、世界共通の人類の文化と言ってもいいと思いますが、こうしたことからしても暴力とは相入れないというふうに考えております。

文科省では、平成 25 年に、スポーツ指導から暴力を一掃するという基本原則に立ち戻り、スポーツ界を挙げて取り組む必要があるという旨の大臣メッセージを发出するな

ど、暴力の根絶に向けた取組を進めてきたところでございます。

文部科学省としては、今後も関係団体と連携いたしまして、スポーツにおける暴力根絶に向けた取組の推進に努めていきたいと思っております。

○宮沢由佳 是非お願いしたいと思えます。

そもそも、圧力や体罰を行わないと指導ができないというのであれば指導力がないと言わざるを得ません。圧力や体罰を使わなくても力を伸ばすことができる指導者はたくさんいらっしゃいます。しかし、やはり今でも熱血指導という名の下に体罰を行っている指導者は少なくないようです。私も運動部の生徒がコーチからビンタを受けているのを度々目撃しました。

法務省に伺いますが、これは暴行罪や傷害罪に当たる可能性はありますか。

○加藤俊治法務大臣官房審議官 お答えを申し上げます。

お尋ねの暴行罪や傷害罪に該当し得るかどうかといった犯罪の成否につきましては、捜査機関により収集された証拠に基づき個別に判断される事柄でございますので、お答えは差し控えます。

なお、あくまで個別事例を離れた一般論として申し上げますれば、刑法 208 条の暴行罪は、暴行を加えた者の人を傷害するに至らなかった場合に成立するものとされており、ここに言う暴行というのは、人の身体に対する不法な有形力の行使をいうと解されているものと承知をしております。

また、傷害でございますけれども、刑法 204 条の傷害罪は、人の身体を傷害した場合に成立するものとされていると承知をしております。

○宮沢由佳 実は、以前に、親から許可を取ってビンタなどの体罰を行っている塾の記事がありました。一般論として、親は他人に対して子供への体罰を認める権利を持っているのでしょうか。親から許可を取った者はその子供に対してビンタなどの体罰を行ってもよいのでしょうか。法務省、教えてください。

○筒井健夫法務大臣官房審議官 お答えいたします。

民法第 822 条は、親権者は子の利益のために子の監護及び教育をするのに必要な範囲内でその子を懲戒することができるとしております。親権者がこういった懲戒を第三者に委ねることができるかどうか、これは確立した判例等があるわけではございませんので、一概にお答えすることは困難でございます。

また、親権者自身による体罰が民法上許容される懲戒に該当するかどうかにつきましては、体罰をどのように定義するかにもよることとなりますが、仮におよそ子に対する有形力の行使は体罰であると広く捉えた場合でありましても、これが懲戒として許容される範囲はその時代の健全な社会常識により判断されるものと考えられまして、現状では、児童虐待が社会問題として深刻化していることとありますとか、懲戒は子の利益のために子の監護及び教育に必要な範囲内であることができることを明確化いたしました平成 23 年の民法改正の趣旨を踏まえますと、懲戒として有形力を行使することがで

きる範囲は相当限定されることになると考えられます。

以上を踏まえまして、あくまで一般論として申し上げますと、御指摘のビンタが頬を強くたたいて子に苦痛を与える行為を意味しているといえますと、そのような行為は基本的には民法上懲戒として許容されるものではないと考えられます。

このようなことからいえますと、これもあくまで一般論ではございますが、親権者には第三者に対して先ほど述べたようなビンタといった体罰を加えることを委ねる権限はないものと考えられます。

○宮沢由佳 ありがとうございます。

子供への体罰の影響は、当人だけでなく、周りにいる子供たちにとっても大変な衝撃だと思えます。資料の1を御覧ください。児童虐待件数が増えています。その内訳として、大変興味深いところなんですけれども、身体的虐待よりも心理的虐待が増えているというのが見て取れると思えます。

これは、DVなどの家庭内暴力を目の当たりにした子供たちの数が多く通告されているからだそうです。DVを目の当たりにすることが児童虐待に当たるという根拠を教えてくださいませんか。厚労省、お答えください。

○山本麻里厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長 お答え申し上げます。

児童の面前で配偶者に対する暴力が行われること、いわゆる面前DVにつきましては、児童の精神や発達に著しい心理的外傷を与える可能性があることから、児童虐待の防止等に関する法律における児童虐待のうちの心理的虐待に位置付けられております。

DVが子供に与える心理的影響としては、本来は安全、安心に過ごせて発達を保障されるべき家庭で一方的な暴力が繰り返されることにより大きなトラウマとなり、その後の発達に大きく影響すると言われております。

また、子供自身がDVの原因と思うなど、罪悪感、無力感により自己評価が低下することや、家庭内で暴力を目撃することにより問題解決は暴力によりなされると認識することなどにより、行動や対人関係の問題が生じることなどがあると指摘されております。

○宮沢由佳 ありがとうございます。

今、世界50か国以上が法律で子供への体罰を全面的に禁止しています。しかし、日本では体罰の認識が非常に甘く、成人男女の6割以上が体罰を容認しているという調査結果があります。これは大変恐ろしいことです。親が子供を虐待死させたという事件で、その虐待理由をしつげのためだったと聞く事例も少なくはありません。また、子育て中の親同士の間で、お尻ならぶってもいい、手だけならいいという間違っただしつげ法も多く聞かれます。

資料の2を御覧ください。育児情報誌ミクでは、スウェーデンが体罰禁止法の導入によってたたかれていた未就学児が90%から約10%になり、子供への虐待が減少した事例が紹介されています。そもそも、たたいたり、強く揺さぶったり、蹴ったり、棒など

でぶったり、そんな行動を大人が大人にすると問題になるのに、親だから、大人だからという理由で子供に対して行えるという考え方は良くないという考え方が基本です。大人でも子供でも、妻でも夫でも、雇主でも雇われている者でも、それぞれが人として尊重されるべきと伝えています。たたかれないで育った子供たちは、学校などで相手をたたいたりせず相手を尊重するようになり、いじめも激減したそうです。

文科省は、スウェーデンの事例について把握していらっしゃるのでしょうか。

○常盤豊文部科学省生涯学習政策局長 お答え申し上げます。

私どもといたしまして、スウェーデンの社会保健省とセーブ・ザ・チルドレン・スウェーデンが協力して作成をいたしましたブックレットというものに基づいてお答えをさせていただきたいと思っております。

スウェーデンでは、1979年に親子法を改正をいたしまして、同法律において、子供はその人格と個性を尊重しながら扱われなければならない、体罰にもその他のいかなる屈辱的な取扱いにも遭わされてはならないという規定が設けられたというふうに承知をしてございます。

○宮沢由佳 ありがとうございます。

厚労省は体罰防止についてどんな見解でしょうか。

○山本麻里厚生労働省子ども家庭局児童虐待防止等総合対策室長 お答え申し上げます。

しつけを名目とした児童虐待が後を絶たない実態を踏まえまして、平成28年に児童虐待防止法が改正され、親権者は、児童のしつけに際して、監護、教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨が法律に明記されたところでございます。

厚労省といたしましては、保護者等による体罰などの児童虐待の発生予防や、発生時の迅速、的確な対応を図る観点から、平成28年児童福祉法改正を踏まえまして、市町村や児童相談所の体制や専門性の強化を図っているところでございます。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援する子育て世代包括支援センターの全国展開を進めているほか、支援を要する妊婦さん等に関する情報につきまして、関係機関から市町村等へ集約をしていただくことによって支援につなげていくといった取組を進めております。

さらに、体罰によらない育児を推進するため、啓発資料として「愛の鞭ゼロ作戦」を作成いたしまして、子育てに体罰や暴言を使わないことや、育児の負担を一人で抱え込まず自治体等に相談を行うことについて周知を行っております。

引き続き、子供の健やかな育成を図るために、都道府県、市町村、関係機関と連携して取り組んでまいります。

○宮沢由佳 ありがとうございます。

資料の3を御覧ください。

今おっしゃった「愛の鞭ゼロ作戦」のチラシでございます。このチラシには、左の脳

の図がありますが、厳しい体罰や暴言で脳が萎縮する、また変形するという事実が書かれております。体罰や暴言、厚労省や文科省でも一生懸命取り組んでいらっしゃいますけれども、なかなか、禁止法がないということでは、一般にはなかなか伝わらない。たたいてもいいという容認がまだ6割を超えているという事実から考えても、なかなか浸透していないというのが事実でございます。

また、子どもすこやかサポートネットは次のように発信しています。体罰は、子供、大人、そして社会にとって有害であるという証拠は圧倒的な数であり、250以上の研究で体罰と広範囲にわたる否定的な結果との関連性が論証される一方、体罰のメリットを立証している研究は一つもありません。体罰は、子供の身体を直接的に害する原因であり、子供たちの精神的、身体的健康と教育に、短期的にも長期的にも負の影響を与えます。体罰は、決して子供たちに振る舞いを教えるものではなく、道徳観念の内面化を妨げ、反社会的行為を増長し、家庭関係を破壊します。子供たちの攻撃性を高め、大人になってからも暴力に関わり続ける傾向を増加させます。体罰は、社会の中の他の形態の暴力と密接に関わっており、体罰を終わらせることは、パートナー間の暴力を含めた他の形態の暴力と闘う上で必要不可欠ですと。

あらゆる暴力の根絶のためにも、子供への体罰禁止の法整備が必要です。学校現場では、体罰禁止の法整備がなされました。学校現場以外でも、子供たちを守るためにリーダーシップを発揮していただきたいと思いますが、林大臣、いかがでしょうか。

**○林芳正文部科学大臣** この子供への体罰に関しては、これまでも関係省庁においてそれぞれの所管の観点から必要な取組が進められているものと承知をしております。今委員からもそれぞれ聞いていただいたところでございまして、法務省、厚生労働省等々、我々としっかりと取組を進めているということでございます。

また、児童虐待の防止等に関する法律、これ議員立法でございしますが、保護者がその監護する児童に対して身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること、ここまでは禁止をしているということでございます。文科省としては、子供の心や体を傷つけるような叱り方は教育的効果がないことなど、教育的な観点から家庭教育支援の取組を推進をしているところでございます。

よく我々昔言われましたのは、怒ると叱るは違うんだと、こういうふうに言われました。怒るといのは、こっちが怒ってしまうということじゃなくて、必ずこういうふうに言ったらどうなるかという気持ちを持ちながらやるのが叱るんだと、こういうふうに言われましたが、その叱るを更に今細かくこうやって分けて、叱り方ということにもしっかりと意を用いていくと、こういうことであろうと、こういうふうに思っております。今後とも、引き続き厚労省、法務省を始めとする関係省庁と協力をしながら、体罰によらない子育ての啓発など、しっかりと必要な取組を推進してまいりたいと思っております。

**○宮沢由佳** ありがとうございます。是非よろしく申し上げます。全ての大人、また社

会のみんでたたかないということを共通認識としてできる社会を目指していきたいと思えます。

関連で、森友問題に触れたいと思えます。

森友問題で自殺された方が残されたメモには、常識を壊された、勝手にやったのではなく財務省からの指示があった、このままでは自分一人の責任にされてしまうと書かれていたと言われています。また、文書改ざんのために長時間の残業をさせられていたようです。上からの指示、つまり圧力、パワハラでやりたくないことをさせられて命を落としてしまったこの事件は、二度と繰り返してはいけません。しかし、こういった上からの圧力、パワハラに立ち向かうには相当な勇気や覚悟がなければできません。

文科省はパワハラ防止にどのような施策をなされているでしょうか。

**○林芳正文部科学大臣** このパワーハラスメントを防止するためには、やはり職員一人一人がお互いを大切にして、上司も部下も同じ職場で働く者同士仲間である、チームであると、これは私、最初の就任のときに申し上げたことですが、職場環境を一緒に良くしていこうと、こういう意識が大切であると、こういうふうに考えております。

また、日頃から上司も部下もお互いにコミュニケーションを大切に、職場全体で職員一人一人がパワーハラスメントになり得る言動を認識して、これは相手がどう受け取るかということに思いを致すということだと思えますが、その結果としてパワーハラスメントが生じないようにみんなで取り組むということが必要であると思っております。

文科省では、専門家を招きまして多様な検証を実施するなど、そういったパワーハラスメント防止に向けた取組を推進をしているところでございます。今後とも、パワーハラスメントの防止に向けた取組を引き続き実施し、適切な職場環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

**○宮沢由佳** よろしくお願いいたします。

この件に関して、海外で働いている友人がこう言いました。どうして日本人は不当な圧力を訴えないの、私たちは納得できない仕事を押し付けられたときにはすぐ訴えるわと言っていました。

そもそも、私たちの社会において、個人の尊厳は守られるものという根本的な意識が不足していると感じます。子供のいじめの問題にも共通しています。私は大事な存在で誰からも傷つけられないという個人の尊厳や自己肯定感が育てば、悲惨ないじめを減らすことができるのではないのでしょうか。

こういった個人の尊厳、自己肯定感は文科省においてどのように育てているのでしょうか。

**○林芳正文部科学大臣** 今委員からお話がありましたように、個人の尊厳を重んじ、また自己肯定感を育てるということは将来の日本を担う子供たちにとって大変重要なことだと、こういうふうに思っております。

昨年6月にまとめられました教育再生実行会議の第十次提言におきましても、子供た

ちが自信を持って成長し、より良い社会の担い手となるよう、子供たちの自己肯定感を育む取組を進めていく必要があるとされておりまして、学校、家庭、地域それぞれにおいて様々な取組を進めていくことが求められておると、こういうふうと考えております。

昨年3月に公示をいたしました新学習指導要領においては、改訂の理念を示す前文が新たに設けられまして、その中で、一人一人の児童生徒が自分の良さや可能性を認識することを掲げております。また、新学習指導要領で重視する主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善が自己肯定感に関わる項目と関連が深いと、こういう指摘もございまして、こういった新学習指導要領の実現に向けた取組を着実に進めてまいりたいと思っております。

また、家庭や地域においても、地方公共団体やNPO、民間機関等と連携をいたしまして、例えば早寝早起き朝御飯と、ちょっとこれ私、自分で余りできていないのであれでございまして、例えばこういうことなど、総合的な家庭教育支援の充実に向けた取組や、達成感、成功体験、また逆に失敗や挫折、こういうものを経験した際の課題に立ち向かう姿勢、こういうものを身に付けるための体験活動の積極的な推進等の取組を実施をしております。

今後とも、学校、家庭、地域それぞれにおいて子供たちが自信を持って成長できるような取組を推進してまいりたいと思っております。

○宮沢由佳 ありがとうございます。

参考までにお伺いします。新年度から始まる検定教科書での道徳授業ですが、個人の尊厳をテーマとしている教材、どのくらいあるでしょうか。

○林芳正文部科学大臣 小学校の学習指導要領においては、委員お尋ねの個人の尊厳に関連する内容を取り扱うことが規定をされておりまして、教科書において当然にその内容を盛り込むことが求められておるところでございます。

内容というところで、主として自分自身に関する事、善悪の判断、自律、自由と責任、個性の伸長、希望と勇気、努力と強い意志と、こういったことが書かれております。具体的には、小学校1年生用の教科書については、発行される八社全ての教科書において、個人の尊厳に関連する教材が複数掲載をされておるところでございます。

○宮沢由佳 ありがとうございます。

道徳の中にもしっかりと個人の尊厳、また自己肯定感の育めるような内容をしっかりと盛り込んでいただきたいというふうに思います。

こんな歌がございます。みんなは一人のために、一人はみんなのためにという歌。どちらもバランスよく伝えていく必要があると思います。全体のために自己犠牲をすることがないように、個人の尊厳を育むことが大事だと思います。

やはり同じようにお考えでしょうか。大臣の御意見、お聞かせください。

○林芳正文部科学大臣 大変共感をする部分が多いわけでありまして、先ほどの質問で私、音楽活動をやっているという御指摘がありましたが、その中で、これは私が作

った歌ですが、ワン・フォー・オール、オール・フォー・ワンという、福祉の施設に行ったときの経験を基に、まさに今委員がおっしゃったようなテーマで、拙いながらそういうことを作らせていただいたこともございますが、道徳教育においては、学校教育全体を通じて、主として自分自身に関する事、それから人との関わりに関する事、さらには集団や社会との関わりに関する事、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する事と、こういった観点から総合的に指導するという事になっております。

そのうち、御指摘の点については、主として人との関わりに関する事、集団や社会との関わりに関する事の観点から指導が行われておまして、その中でも、平成 30 年度から小学校で、31 年度からは中学校で始まる特別の教科道徳では、例えば親切、思いやりといった内容項目においては、人との関わりからの観点から、誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること、小学校の 5、6 学年でございます。それから、より良い学校生活、集団生活の充実の内容項目においては、集団や社会との関わりからの観点から、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること等が指導をされております。

このほか、相互理解、寛容、公正、公平、社会正義、勤労、公共の精神といった様々な内容項目において、それぞれの観点から多角的、多面的に理解できるように一応位置付けておまして、引き続き道徳教育の充実に努めてまいりたいと思っております。

○宮沢由佳 ありがとうございます。

関連して、道徳教育における地域教材予算についてお伺いします。

地域教材の作成を含む、地域の特色を生かした道徳教育のための予算が 4.4 億円から 3.8 億円に減額されました。なぜ減額されたのでしょうか。

○林芳正文部科学大臣 平成 30 年度から小学校で、31 年度から中学校で、先ほど申し上げたように、特別の教科道徳が開始される中で、この道徳教育の抜本的改善充実に向けた取組が極めて重要だと、こういうふうに考えております。平成 30 年度予算では、この教科書を無償給与するために必要な経費も含めて、総額は約 35 億円を計上して増額をしたところでございます。

一方で、御指摘の地域教材に関する予算については、道徳教育の抜本的改善・充実事業において平成 26 年度から地域教材の作成に係る経費を支援してまいりましたが、小学校においては、平成 29 年度までの 4 年間に於いて各地域での教材開発が行われてきたということ踏まえまして、今後は、検定教科書と地域教材を有機的に活用するフェーズに入ってきているということもございまして、指導方法を改善していくと、こういったことが課題となるということで経費の見直しを図ったということでございます。

本事業を含めまして、道徳関係予算全体を通じて、引き続き、各都道府県等における、考え、議論する道徳への質的転換に向けた取組をしっかりと支援してまいりたいと思っております。

○宮沢由佳 ありがとうございます。



地域教材の予算についてはこれからもしっかり取っていただきたいというふうにお願いは申し上げます。

時間が来ましたので最後の質問になると思いますが、一人一人の児童生徒に寄り添って指導していくためにはやはり少人数学級が不可欠だと思いますが、文科省は小学校の少人数学級を目指しているのでしょうか。

**○林芳正文部科学大臣** 現在、公立小学校の学級編制の標準は、第一学年が 35 人、第二学年から第六学年が 40 人と、こういうふうになってございますが、実際の指導に当たっては、加配教員等も活用いたしまして、都道府県独自の少人数学級、それから算数などの特定の教科における少人数指導やチームティーチングなどが各学校の創意工夫により進められていると承知をしております。

このように、小学校における指導体制には地域や学校の実情、教科、それから学年に応じたきめ細かな対応が重要だと考えておりまして、今後ともそのための指導体制の効果的な強化に努めてまいりたいと思っております。

なお、国の学級編制の標準の在り方については、平成 23 年の義務標準法改正の附則におきまして、小学校の第二学年から第六学年まで及び中学校に係る学級編制の標準を順次に改定することその他の措置を講ずることについて検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものと、こういうふうにされておること等も踏まえまして、今後とも、国として教育政策に関する実証研究等を通じて必要な検討を行ってまいりたいと思っております。

**○宮沢由佳** ありがとうございました。

一人一人の子供に寄り添って丁寧な教育が行われることを願いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。